

別紙 7 特記事項一覧表

特記事項一覧表

No.	種類	位置	最寄りの区画	備考
1	近接した分収育林地	38 ち林小班	38 と林小班 38 へ林小班	・分収育林 38 ち林小班 R7 皆伐予定
2	近接した民地	38 と林小班隣接	38 と林小班	・森林（民有林）
3	近接した民地	39 い林小班隣接	39 い林小班	・森林（民有林）
4	近接した道路	53 は林小班隣接	53 は林小班	・道道 1128 号厚岸昆布森線
5	近接した民地	54 ぬ林小班隣接	54 ぬ林小班	・森林（民有林）
6	近接した道路	61 い林小班隣接	61 い林小班	・道道 211 号塘路厚岸線
7	近接した分収造林地	82 む・う林小班	82 つ林小班 82 な林小班	・分収造林 82 む林小班 R5 間伐予定、 82 う林小班 R9 以降間伐予定

備考

- 1：本一覧表は、令和 4 年 2 月 1 日作成時点の情報によるものです。それぞれの具体的な位置及び範囲は、別紙 4「公募時現況図面」を参照してください。
- 2：本一覧表は、以下に示すもののほか、樹木採取区内外の第三者の権利及び利用の状況、樹木の採取を開始するまでに一定の期間を要する場合等について示しています。
 - (ア) 樹木採取区の近接地における民有地や分収造林地など国以外に権利を有する者が存在する林地や立木
 - (イ) 樹木採取区における登山道、山菜採取を対象とした普通共用林野、簡易上水道水源など樹木の採取に当たって調整、配慮、第三者が行う事業を受忍することが必要となる権利等
 - (ウ) 樹木採取区内外の恒常的な国有林野の利用等。なお、事業を実施するに当たっての調整や第三者が行う事業の受忍の必要性が生じるものについては、当該事項が国有林野外に係るものであっても示しています。